

## Press Release

各 位

三 菱 UFJ 国際 投信 株式会社  
 東京都千代田区有楽町一丁目 12 番 1 号  
 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 404 号  
 加入協会 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

『米国政策テーマ株式オープン(為替ヘッジあり)／(為替ヘッジなし)  
〈愛称:USポリシー〉』募集・設定について

追加型／海外／株式

この度、三菱UFJ国際投信は『米国政策テーマ株式オープン(為替ヘッジあり)／(為替ヘッジなし)〈愛称:USポリシー〉』を新規に設定いたしますので、お知らせいたします。

ファンド	商品分類			属性区分				
	単位型・ 追加型	投資対象 地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象 資産	決算 頻度	投資対象 地域	投資 形態	為替 ヘッジ
為替ヘッジあり	追加型	海外	株式	その他資産	年2回	北米	ファンド・ オブ・ ファンズ	あり (フルヘッジ)
為替ヘッジなし								なし

※属性区分の「投資対象資産」に記載されている「その他資産」とは、投資信託証券(株式一般)です。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。



ファンドの設定にあたって

米国における政権交代――――――

これは世界各国にとって、とても大きなイベントです。

巨大な経済基盤を有する米国の政権が交代するということは、  
経済・市場の転換点にもなり得る、とわたしたちは考えます。

近年、堅調な経済成長を遂げてきた米国ですが、  
政権ごとに重視する政策は異なり、恩恵を受ける分野も変化してきました。  
そしていま、新政権が掲げる政策とその実行可能性に、世界が注目しています。

そこで今回わたしたちがご用意したのは、  
米国政権が掲げる政策に着目し、投資を行うファンドです。  
政策によって、恩恵を受けると期待される米国の株式等に投資します。

今後も世界経済を牽引すると見込まれる、  
米国の未来に投資してみませんか。

2017年3月

三菱UFJ国際投信



# ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

米国の株式等を実質的な主要投資対象とし、主として値上がり益の獲得をめざします。

## ファンドの特色

特色1

米国の政策によって恩恵を受けることが期待される米国の株式等に投資を行います。

- 証券投資信託であるLM・米国政策テーマ株式ファンド(為替ヘッジあり)／(為替ヘッジなし)(適格機関投資家専用)の投資信託証券への投資を通じて、主として米国の金融商品取引所に上場している株式等に投資を行います。なお、米国の金融商品取引所に上場しているリート(不動産投資信託証券)に投資することができます。
- 株式等への投資にあたっては、米国の政策を分析して米国経済に大きな影響を及ぼすと考えられる政策テーマを複数設定します。その上で企業収益の成長性、財務の健全性、株価水準等を考慮して、当該政策テーマから恩恵を受けると判断した銘柄を選定します。
- なお、政策テーマは政策および市況動向等に応じて適宜見直しを図ります。
- 投資信託証券への投資は高位を維持することを基本とします。
- 証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。

!  
! 政策テーマの設定にあたっては、政策の実現可能性や、今後の政策予想も考慮します。

特色2

米国の株式等を投資対象とする証券投資信託は、レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社が運用を行います。

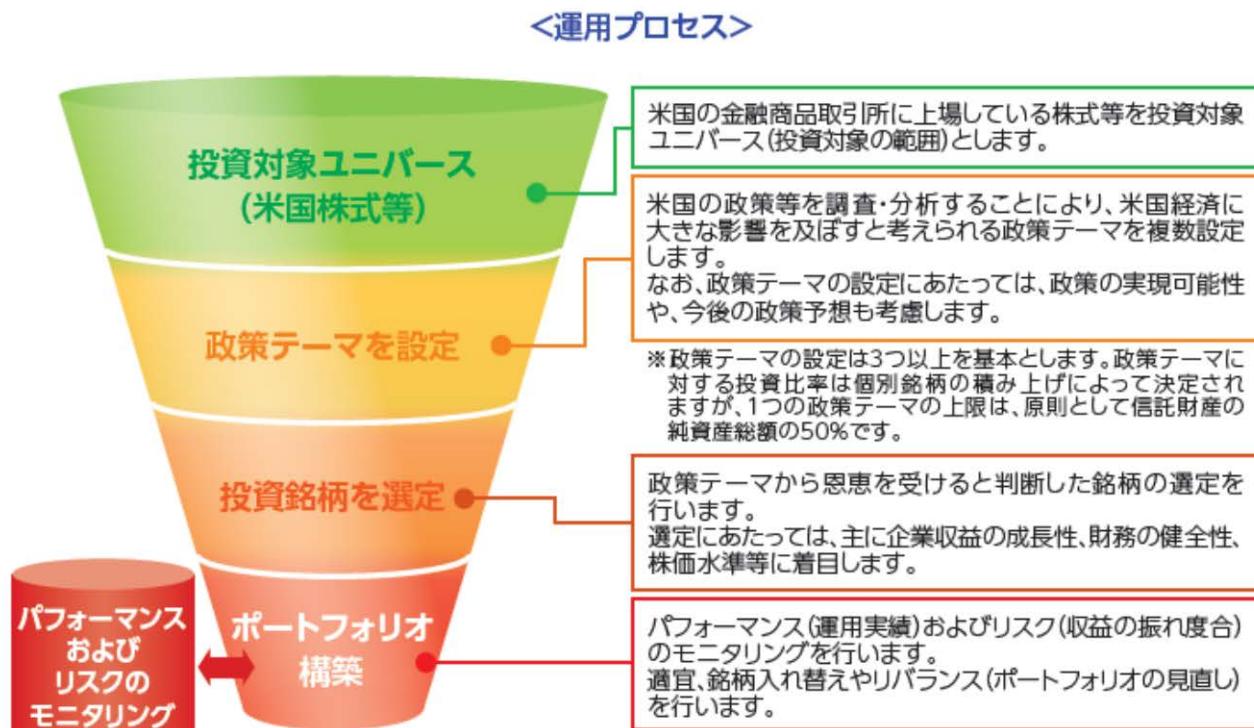
- レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社は投資対象ファンドが投資するマザーファンドの運用の指図に関する権限を、米国のクリアブリッジ・インベストメンツ・エルエルシーに委託します。
- レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社は、資産運用に特化した独立系資産運用持株会社であるレッグ・メイソン・インクを中心とする資産運用グループの日本における拠点であり、クリアブリッジ・インベストメンツ・エルエルシーは、レッグ・メイソン・インク傘下の株式等の運用に豊富な経験を有する資産運用会社です。

!  
! 運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更となる場合があります。

**ClearBridge**  
Investments

**LEGG MASON**  
GLOBAL ASSET MANAGEMENT

●米国の株式等を投資対象とする証券投資信託における運用プロセスは、以下の通りです。



! 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

☞ 委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ(<http://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>)でご覧いただけます。



## 特色3 為替ヘッジの有無により、(為替ヘッジあり)、(為替ヘッジなし)が選択できます。

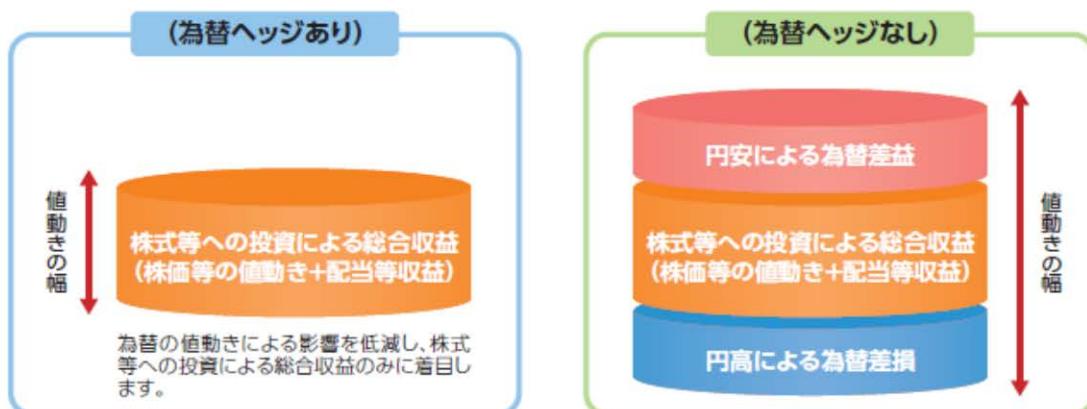
- (為替ヘッジあり)は、実質組入外貨建資産について、原則として投資する証券投資信託において為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかります。
- (為替ヘッジなし)は、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替相場の変動による影響を受けます。

### 為替ヘッジの活用

為替予約取引を活用し為替ヘッジを行うことにより、為替ヘッジをしなかった場合と比較して安定した値動きが期待されます。ただし、為替ヘッジにより、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。

なお、為替ヘッジを行う場合で円金利がヘッジ対象通貨の金利より低いときには、これらの金利差相当分のヘッジコストがかかります。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上のヘッジコストとなる場合があります。

<投資リターンのイメージ図>



- 上記は各ファンドの投資リターンのイメージ図であり、ファンドの将来の運用状況・成果等を示唆・保証するものではありません。
- 販売会社によっては、いずれか一方のファンドのみ取扱う場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。



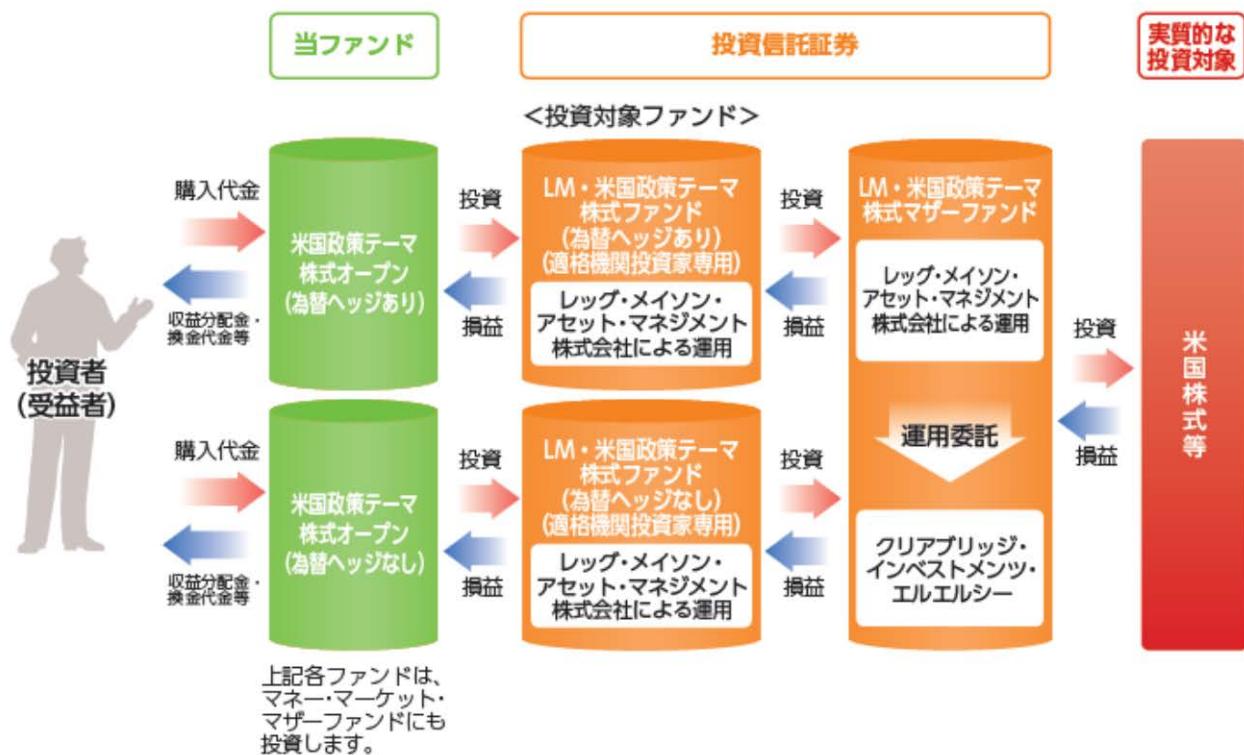
## 特色4 年2回の決算時(3・9月の各25日(休業日の場合は翌営業日))に分配を行います。

- 分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
- 分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(初回決算日は、2017年9月25日です。)

## ■ファンドのしくみ

ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。



- マネー・マーケット・マザーファンドの設定・運用は三菱UFJ国際投信株式会社が行います。
- 各ファンド間でのスイッチングが可能です。

販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングの取扱いを行わない場合があります。スイッチングを行う場合の購入時手数料は、販売会社が定めています。また、スイッチングにより解約をする場合は、解約金の利益に対して税金がかかります。  
くわしくは販売会社にご確認ください。

## ■主な投資制限

株式への投資	株式への直接投資は行いません。
投資信託証券への投資	投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
外貨建資産への投資	外貨建資産への直接投資は行いません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

## 追加的記載事項

### ■投資対象とする投資信託証券の概要

ファンド名	LM・米国政策テーマ株式ファンド(為替ヘッジあり)(適格機関投資家専用) LM・米国政策テーマ株式ファンド(為替ヘッジなし)(適格機関投資家専用)
形態	証券投資信託
投資運用会社	レップ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社
投資態度	<p>LM・米国政策テーマ株式ファンド(為替ヘッジあり)(適格機関投資家専用)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>LM・米国政策テーマ株式マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として米国の金融商品取引所に上場している株式(不動産投資信託証券に投資する場合があります。)に投資を行います。</li> <li>マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。</li> <li>実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減をはかります。</li> <li>市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。</li> </ol> <p>LM・米国政策テーマ株式ファンド(為替ヘッジなし)(適格機関投資家専用)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>LM・米国政策テーマ株式マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として米国の金融商品取引所に上場している株式(不動産投資信託証券に投資する場合があります。)に投資を行います。</li> <li>マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。</li> <li>実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</li> <li>市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。</li> </ol>
マザーファンドの投資態度	<ol style="list-style-type: none"> <li>主として米国の金融商品取引所に上場している株式(不動産投資信託証券に投資する場合があります。以下、不動産投資信託とあわせて「株式等」といいます。)に投資を行います。</li> <li>株式等への投資にあたっては、米国の政策を分析して米国経済に大きな影響を及ぼすと考えられる政策テーマを複数設定し、企業収益の成長性、財務の健全性、株価水準等を考慮して、当該政策テーマから恩恵を享受することができると判断した銘柄を選定します。なお、政策テーマの設定は3つ以上を基本とし、1つの政策テーマに対する投資比率は、原則として信託財産の純資産総額の50%を上限とし、当該限度を超えることとなった場合には、できる限り速やかに調整を行うものとします。また、政策テーマは適宜見直しを図ります。</li> <li>クリアブリッジ・インベストメント・エルエルシーに運用指図に関する権限を委託します。</li> <li>株式等の組入比率は高位を維持することを基本とします。</li> <li>組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</li> <li>市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。</li> </ol>
主な投資対象	主として米国の金融商品取引所に上場している株式を主要投資対象とします。
主な投資制限	<ol style="list-style-type: none"> <li>株式への実質投資割合に制限を設けません。</li> <li>新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。</li> <li>投資信託証券(マザーファンド受益証券及び上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</li> <li>同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</li> <li>同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</li> <li>同一銘柄の転換社債等への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</li> <li>不動産投資信託証券(一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいい、金融商品取引所に上場しているものに限ります。)への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。</li> <li>外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。</li> <li>デリバティブ取引は価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため行うことができます。</li> <li>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</li> </ol>
運用管理費用(信託報酬)	純資産総額の年0.6264%(税抜年0.5800%) 運用指図権限の委託先の報酬は、投資運用会社が收受する信託報酬から支弁されます。
その他の費用・手数料	前記信託報酬のほか、売買委託手数料、保管費用、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税、その他諸費用(監査費用、印刷等費用、計理およびこれに付随する業務の委託等の費用、受益権の管理費用等。純資産総額の0.05%を上限。)をファンドから支弁します。
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
設定日	2017年4月10日
決算日	原則として毎月12日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配方針	<p>原則、毎決算時に分配を行います。</p> <p>分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益(マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を含みます。)及び売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。</p> <p>収益分配金額は、基準価額水準等を勘案して投資運用会社が決定します。ただし、分配対象額が少額等の場合は、分配を行わない場合があります。</p>

ファンド名	マネー・マーケット・マザーファンド
形態	証券投資信託
投資運用会社	三菱UFJ国際投信株式会社
投資態度	わが国の短期公社債等を中心に投資し、利子等収益の確保を図ります。なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。
主な投資対象	わが国の公社債等
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式への投資は行いません。</li> <li>・外貨建資産への投資は行いません。</li> <li>・有価証券先物取引等を行うことができます。</li> <li>・スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。</li> <li>・金利先渡取引は効率的な運用に資するため行うことができます。</li> </ul>
運用管理費用 (信託報酬)	ありません。
その他の費用・手数料	売買委託手数料、監査費用、資産の保管等に要する費用等がかかる場合があります。
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
設定日	2005年3月4日
決算日	原則として毎年5月・11月の20日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配方針	信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配を行いません。



# 投資リスク

## ■基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

### 価格変動 リスク

主要投資対象とする投資信託証券への投資を通じて、実質的に組み入れる有価証券等の価格変動の影響を受けます。

- ・株式の価格は、株式市場全体の動向のほか、発行企業の業績や業績に対する市場の見通しなどの影響を受けて変動します。組入株式の価格の下落は、基準価額の下落要因となります。
- ・リートの価格は、リート市場全体の動向のほか、保有不動産等の価値やそこから得られる収益の増減等により変動します。また、金利上昇時にはリートの配当(分配金)利回りの相対的な魅力が弱まるため、リートの価格が下落することがあります。組入リートの価格の下落は、基準価額の下落要因となります。

### 為替変動 リスク

主要投資対象とする投資信託証券への投資を通じて、実質的に外貨建資産に投資を行います。

#### ■米国政策テーマ株式オープン(為替ヘッジあり)

実質組入外貨建資産については、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。為替ヘッジを行う場合で円金利がヘッジ対象通貨の金利より低いときには、これらの金利差相当分のヘッジコストがかかるごとにご留意ください。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上のヘッジコストとなる場合があります。

#### ■米国政策テーマ株式オープン(為替ヘッジなし)

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を受けます。

### 信用リスク

有価証券等の発行企業の経営、財務状況が悪化したり、市場においてその懸念が高まった場合には、有価証券等の価格が下落すること、配当金が減額あるいは支払いが停止されること、倒産等によりその価値がなくなること等があります。

### 流動性 リスク

有価証券等を売買しようとする際に、その有価証券等の取引量が十分でない場合や規制等により取引が制限されている場合には、売買が成立しなかつたり、十分な数量の売買が出来なかつたり、ファンドの売買自体によって市場価格が動き、結果として不利な価格での取引となる場合があります。

上記は主なリスクであり、これらに限定されるものではありません。

## ■他の留意点

- ・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
- ・投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- ・収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

## ■リスクの管理体制

ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。

また、定期的に開催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。



MUFG 三菱UFJ国際投信

ともに、その先へ。



# 手続・手数料等

## ■お申込みメモ

	<b>購入単位</b>	販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。
	<b>購入価額</b>	当初申込期間:1口当たり1円 継続申込期間:購入申込受付日の翌営業日の基準価額 ※基準価額は1万口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。
	<b>購入代金</b>	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
	<b>設定の中止</b>	各ファンドの合計募集金額が5億円を下回った場合、または下回ることが予想される場合には、委託会社の判断により、ファンドの設定を中止する場合があります。

	<b>換金単位</b>	販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。
	<b>換金価額</b>	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
	<b>換金代金</b>	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目から販売会社においてお支払いします。

	<b>申込不可日</b>	次のいずれかに該当する日には、購入・換金はできません。 ・ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行の休業日およびその前営業日
	<b>申込締切時間</b>	原則として、午後3時までに販売会社が受けたものを当日の申込みとします。
	<b>購入の申込期間</b>	当初申込期間:2017年3月21日から2017年4月6日まで 継続申込期間:2017年4月7日から2018年6月25日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。
	<b>換金制限</b>	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金のお申込みに制限を設ける場合があります。
	<b>購入・換金申込受付の中止及び取消し</b>	金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情(投資対象証券の取得および換金の制限等)があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。 また、下記の信託金の限度額に達しない場合でも、ファンドの運用規模・運用効率等を勘案し、市況動向や資金流入の動向等に応じて、購入の申込みの受付を中止することがあります。

	<b>スイッチング</b>	各ファンド間でのスイッチングが可能です。 販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングの取扱いを行わない場合があります。 スイッチングを行う場合の購入時手数料は、販売会社が定めています。また、スイッチングにより解約をする場合は、解約金の利益に対して税金がかかります。 くわしくは販売会社にご確認ください。
	<b>信託期間</b>	2022年3月25日まで(2017年4月7日設定)
	<b>線上償還</b>	以下の場合等には、信託期間を繰上げて償還となることがあります。 ・各ファンドについて、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合 ・ファンドを償還させることができ受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき なお、投資対象とする証券投資信託(マネー・マーケット・マザーファンドは除きます。)が償還する場合には繰上げ償還となります。
	<b>決算日</b>	毎年3・9月の25日(休業日の場合は翌営業日) ※初回決算日は2017年9月25日
	<b>収益分配</b>	年2回の決算時に分配を行います。 販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。
	<b>信託金の限度額</b>	各ファンド3,000億円
	<b>公告</b>	原則として、電子公告の方法により行い、ホームページ( <a href="http://www.am.mufg.jp/">http://www.am.mufg.jp/</a> )に掲載します。

運用報告書	毎決算後および償還後に交付運用報告書が作成され、販売会社を通じて知っている受益者に交付されます。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、「NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成熟者少額投資非課税制度)」の適用対象です。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

## ■ファンドの費用・税金

投資者が直接的に負担する費用		
支払先	購入時手数料	対価として提供する役務の内容
購入時手数料 販売会社	購入価額に対して、 <b>上限3.24%(税抜 3.00%)</b> (販売会社が定めます)	ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等
(購入される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社にご確認ください。)		
信託財産留保額	ありません。	
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
運用管理費用 (信託報酬)  当該ファンド	日々の純資産総額に対して、 <b>年率1.2636%(税抜 年率1.1700%)</b> をかけた額 1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 × (保有日数 / 365) ※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。 各支払先への配分(税抜)は、次の通りです。	対価として提供する役務の内容
投資対象とする 投資信託証券	投資対象ファンドの純資産総額に対して <b>年率0.6264%(税抜 年率0.5800%)</b> (運用および管理等にかかる費用) (マネー・マーケット・マザーファンドは除きます。)	支払先 配分(税抜) 対価として提供する役務の内容
実質的な負担	当該ファンドの純資産総額に対して <b>年率1.89%程度(税抜 年率1.75%程度)</b> ※投資対象とする投資信託証券の信託(管理)報酬率を合わせた実質的な信託報酬率です。 ※上場投資信託(リート)は市場の需給により価格形成されるため、上場投資信託の費用は表示しておりません。	支払先 配分(税抜) 対価として提供する役務の内容
その他の費用・手数料	以下の費用・手数料についてもファンドが負担します。 ・監査法人に支払われるファンドの監査費用 ・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料 ・投資対象とする投資信託証券における諸費用 ・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用 ・その他信託事務の処理にかかる諸費用 等 ※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。	

※運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、毎決算時または償還時にファンドから支払われます。

※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。



## 手続・手数料等

Tax

¥

### 税 金

税金は以下の表に記載の時期に適用されます。この表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は2016年12月末現在のものです。

※「NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)」をご利用の場合

毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。  
販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。くわしくは、販売会社にお問合せください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをお勧めします。

■委託会社(ファンドの運用の指図等)	三菱UFJ国際投信株式会社
■受託会社(ファンドの財産の保管・管理等)	三菱UFJ信託銀行株式会社 (再信託:日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
■販売会社(購入・換金の取扱い等)	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 エイチ・エス証券株式会社、新大垣証券株式会社 楽天証券株式会社(平成 29 年 3 月 31 日より取扱開始)

■当資料は、プレスリリースとして三菱UFJ国際投信が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。当資料は投資勧誘を目的とするものではありません。投資信託をご購入の場合は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。■当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■当資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。■投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。銀行等の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の補償の対象ではありません。■投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。■当ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和 23 年法第 25 号)第 5 条の規定により有価証券届出書を平成 29 年 3 月 3 日に関東財務局長に提出しておりますが、届出の効力は生じておりません。したがって、当該届出の効力が発生するまでに、当資料の記載内容が訂正される場合があります。

以上